

山口県警察の交通反則通告センターの設置及び運用に関する訓令

昭和43年6月8日

本部訓令第18号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察における交通反則通告センターの設置および運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交通反則通告センターの設置)

第2条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第127条の規定による通告業務(以下「通告業務」という。)の円滑かつ適正な処理を図るため、山口県警察に交通反則通告センター(以下「通告センター」という。)を置く。

2 通告センターの名称、位置は次の表のとおりとする。

名 称	位 置
山口交通反則 通告センター	山口市滝町1番1号 (警察本部交通部交通指導課)

(通告官)

第3条 通告センターに通告官を置く。

2 前項の通告官は、警察本部交通部交通指導課長をあてる。

3 通告官は、警察本部長(以下「本部長」という。)の命を受けて通告業務を処理し、所属の職員を指揮監督する。

(通告補佐官等)

第4条 通告センターに通告補佐官および所要の職員を置く。

2 通告補佐官は、警察本部交通部交通指導課の交通反則担当課長補佐をあてる。

3 通告補佐官は、通告官をたすけ、その命を受けて通告業務を処理し、所属の職員を指揮監督する。

4 職員は、上司の命を受けて通告業務を処理する。

(通告センターの業務)

第5条 通告センターの業務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 告知内容の審査および是正措置に関すること。

(2) 事情聴取に関すること。

(3) 交通反則金の納付の通告に関すること。

(4) 不納付事件等の送致に関すること。

(5) その他本部長が指定すること。

(通告業務の専決)

第6条 通告官は、次の各号に掲げる事項を除く通告業務について、専決することができる。

- (1) 法第127条第2項の規定に基づく通知および通告の決定
- (2) 交通反則金相当額または交通反則金の返還の決定
- (3) 交通反則該当事件として検察庁または家庭裁判所から逆送された事件の処理
- (4) 本部長指揮事件に該当する交通反則事件の処理
- (5) その他重要、異例または疑義ある事項
(連絡協調)

第7条 通告官は、警察署長および関係機関と常に連絡協調し、通告業務の適正な運用につとめなければならない。

(通告センターの標札等)

第8条 通告センターには、標札(第1号様式)を掲げるとともに、公示通告書の掲示板(第2号様式)を設けるものとする。

(その他)

第9条 この訓令の運用に関し必要な事項は、別に定める。